平成２５年（フ）第１０７号
岡山県津山市平福502番地　青沓苑８
債務者　奥田　奈々
１　決定年月日時　平成25年11月20日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで
岡山地方裁判所津山支部
平成２５年（フ）第１１１号
岡山県津山市志戸部661番地１　日下コーポ２号館201
債務者　山下　義人
１　決定年月日時　平成25年11月20日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで
岡山地方裁判所津山支部
平成２５年（フ）第３３５号
高知市一宮東町５丁目27番19号　シャトーｋｏｃｈｉＩ・301
債務者　中村　誠
１　決定年月日時　平成25年11月20日午前11時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで
高知地方裁判所破産係
平成２５年（フ）第８０号
福岡県大川市大字酒見177番地１カーサナカムラ403号
債務者　深水　登
１　決定年月日時　平成25年11月19日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係
平成２５年（フ）第８１号
福岡県大川市大字酒見177番地１カーサナカムラ403号
債務者　深水眞知江
１　決定年月日時　平成25年11月19日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係
平成２５年（フ）第１２３号
北海道伊達市大町４番地２　セントラルコート２－Ａ、前住所北海道伊達市舟岡町338番地12
債務者　小林　典江
１　決定年月日時　平成25年11月20日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年１月15日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係
平成２５年（フ）第３０１号
盛岡市本宮３丁目35番18号
債務者　髙橋とも子
１　決定年月日時　平成25年11月20日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年１月15日まで
盛岡地方裁判所第２民事部
平成２５年（フ）第７３号
新潟県阿賀野市大室2139番地186
債務者　成海　正一
１　決定年月日時　平成25年11月20日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年１月15日まで
新潟地方裁判所新発田支部
平成２５年（フ）第３５８号
愛知県江南市藤ケ丘３丁目１番地８　江南団地50棟204号
債務者　表　雪子
１　決定年月日時　平成25年11月20日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年１月15日まで
名古屋地方裁判所一宮支部
平成２５年（フ）第２７５号
大阪府岸和田市箕土路町１丁目６番12号アートヒルズ201号
債務者　橋本　睦美（旧姓吉岡）
１　決定年月日時　平成25年11月20日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年１月15日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係
平成２５年（フ）第３７５号
大阪府岸和田市山直中町641番地の２
債務者　藤田　裕子
１　決定年月日時　平成25年11月20日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年１月15日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係
平成２５年（フ）第４５２号
大阪府和泉市坪井町262番地の１－３
債務者　西澤　賢
１　決定年月日時　平成25年11月20日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年１月15日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係
平成２５年（フ）第４８８号
大阪府和泉市小田町２丁目２番45号
債務者　細田　晴美
１　決定年月日時　平成25年11月20日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年１月15日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係
平成２５年（フ）第４８９号
大阪府和泉市小田町２丁目２番45号
債務者　宮井　逐
１　決定年月日時　平成25年11月20日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年１月15日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係
平成２５年（フ）第５０６号
大阪府岸和田市土生町５丁目12番１－602号
債務者　丸山　早希
１　決定年月日時　平成25年11月20日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年１月15日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係
平成２５年（フ）第５１７号
大阪府岸和田市天神山町１丁目２番５－504号、前住所大阪府岸和田市流木町407番地の３、前々住所石川県加賀市湖城町２丁目249番地
債務者　森木　智代（旧姓井関）
１　決定年月日時　平成25年11月20日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年１月15日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係
平成２５年（フ）第５２８号
大阪府岸和田市下池田町３丁目２番28号ドメール久米田302号
債務者　藤田真智子
１　決定年月日時　平成25年11月20日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年１月15日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係